

東区自治協議会第2部会との意見交換

1 取組みの目的

被災者が生活再建に取り残されてしまうことのないよう、1日も早い再建を目指し、被災した市民に寄り添ったきめ細かな支援を行うこと

2 市の取組み ※被災者への対応（次の災害に備える取組みと別途）

(1) ステップ1：課題を抱える被災者の発見・把握（市と繋がる）

- ・ 広報：市報、チラシ「大切なお知らせ」の配布
- ・ 西区ローラー地区における未交付世帯の個別訪問
- ・ 民生委員、友愛訪問による声掛け

(2) ステップ2：再建を支援（生活再建に着手）

- ・ 被災相談窓口
- ・ 住民説明会 など

(3) ステップ3：日常を取り戻す（生活再建の完了）

3 現状と課題

- ・ 生活再建の第一歩となる罹災証明申請は約17,000件、交付は9割
- ・ 一方、個別訪問、説明会アンケートから、被災しているものの、どうしたらよいか分からない方もいることが推察
- ・ このような生活再建に取り残されてしまう方が生じないよう、支援が必要な被災者の更なる見つけ出し、支援の窓口（市・区役所）に繋げることが必要



4 地域コミュニティとの意見交換

[テーマ] 課題を抱える被災者※の発見・把握について

※被災実態は確認されるものの、罹災申請等の確認ができない方

- ・ 区ごとの実情に応じた実施可能な対応

<参考資料>

- ・ 災害対応概要
- ・ 大切なお知らせ
- ・ 地震にともなうところとからだの健康相談

令和6年能登半島地震に関する被害概要（速報値）

令和6年6月10日（月）8時00分現在

新潟市危機管理防災局

1 人的被害

| | 北 | 東 | 中央 | 江南 | 秋葉 | 南 | 西 | 西蒲 | 計 |
|-----|---|---|----|----|----|---|---|----|----|
| 死者 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 重傷者 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 2 |
| 軽傷者 | 0 | 4 | 5 | 2 | 0 | 3 | 6 | 1 | 21 |

※石川県へ帰省中に罹災した死者1名（被害者数については、石川県で掲載）

2 建物被害

(1) 罹災証明

①罹災証明申請件数

| | 北 | 東 | 中央 | 江南 | 秋葉 | 南 | 西 | 西蒲 | 計 |
|------|-----|-----|-------|-------|-----|-----|--------|-----|--------|
| 申請件数 | 281 | 399 | 2,544 | 1,437 | 690 | 757 | 10,649 | 923 | 17,680 |

※重複、対象外（非住家）及び取下げ分を除く

②罹災証明書交付件数

| | 北 | 東 | 中央 | 江南 | 秋葉 | 南 | 西 | 西蒲 | 計 | 交付率 |
|---------|-----|-----|-------|-------|-----|-----|-------|-----|--------|-----|
| 交付件数 | 250 | 345 | 2,261 | 1,383 | 625 | 675 | 9,782 | 846 | 16,167 | 91% |
| うち2次調査分 | 3 | 8 | 43 | 14 | 7 | 6 | 228 | 18 | 327 | 72% |

※交付率は、申請件数に対する交付件数の割合

③罹災証明書 判定区分別の内訳（8区合計）

| | 全壊 | 大規模半壊 | 中規模半壊 | 半壊 | 準半壊 | 一部損壊 | 計 |
|------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 交付件数 | 122 | 1,067 | 134 | 3,202 | 5,491 | 6,151 | 16,167 |

(2) 建物被害棟数

| | 北 | 東 | 中央 | 江南 | 秋葉 | 南 | 西 | 西蒲 | 計 |
|------|-----|-----|-------|-------|-----|-----|-------|-----|--------|
| 全壊 | 0 | 0 | 9 | 0 | 1 | 1 | 79 | 7 | 97 |
| 半壊 | 8 | 12 | 370 | 263 | 33 | 45 | 2,803 | 77 | 3,611 |
| 一部破損 | 234 | 321 | 1,498 | 1,078 | 573 | 624 | 5,835 | 752 | 10,915 |

※罹災証明書交付件数から、共同住宅居住者等の重複分を除く

参考 損害割合 全壊：50%以上、半壊：20%以上50%未満、一部破損：全壊及び半壊に至らないもの

大 切 な お 知 ら せ [Vol.5.1] **重 要**

このお知らせを保存したり、見やすい場所に貼ったりするなどして、周りの方にもお伝えください。

! 「調査済証」をお持ちの方は**お早めに**
「り災証明書」の受け取り手続きにお越しく下さい。

《り災証明書の手続きに関する問い合わせ》
 税制課 ☎ 025-226-1502

■ り災証明書の受取日 ■
 「調査済証」に記載の調査日から**5日経過後のいつでも**

➤ **5月以降の被災相談・申請窓口**

《被災相談窓口に関する問い合わせ》
 市役所コールセンター ☎ 025-243-4894

「り災証明書」の申請・発行は、下記の窓口で行います。
 そのほか、**各窓口で受け付ける支援制度の種類は裏面をご覧ください。**

| | | 開設日 | 開設時間 |
|----------------|-----------------------------------|--------------|-----------|
| 被災相談窓口(西区) | 西区役所健康センター棟 3階 | 毎日 | 午前9時～午後5時 |
| 住宅修繕・建替窓口(中央区) | 古町ルフル6階 ※「り災証明書」の申請・発行は行ないません。 | | |
| 北・中央・江南・南・西蒲区 | 各区役所 | 祝・休日を除く、月～金曜 | |
| 東区 | 東区役所 | 祝・休日を除く、水・木曜 | |
| 秋葉区 | 秋葉区役所 | 祝・休日を除く、月・火曜 | |

※江南区では、住宅の修繕・建替の臨時窓口を開設しています。詳細は江南区役所地域総務課 (☎025-382-4526) へお問い合わせください。

課税されている土地・家屋・償却資産に被害があった方
令和5年度の固定資産税・都市計画税が減免になる場合があります

減免には**申請が必要**です。納付済みの場合は還付の対象になります。

対象者 下記のいずれかに該当する方

- り災証明書で、「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」の判定を受けたが、証明書発行時に減免の申請をしていない
- 下記のいずれかに該当する (後日訪問調査をします)
 - 住宅用家屋以外で①と同規模の被害がある家屋
 - 庭や農地、駐車場などの土地に被害があり、使用に制限がある
 - 償却資産に被害があり、使用に制限がある

申請方法

「減免申請書」と「納期限延長申請書」の提出が必要です。
 詳しくは、令和5年度の納税通知書に添付の「課税明細書」をご用意のうえ、問い合わせ先にご連絡ください。

《問い合わせ・申請先》 ※お住まいの区で異なります

| | | |
|-------|----------|--|
| 土地・家屋 | 東・中央・西区 | 資産税課 …… ☎ 025-226-2269(土地) ☎ 025-226-2273(家屋) ☎ 025-226-2280(家屋) |
| | 北・江南・秋葉区 | 資産税第1分室 …… ☎ 025-382-4032(土地) ☎ 025-382-4048(家屋) |
| | 南・西蒲区 | 資産税第2分室 …… ☎ 0256-72-8216(土地) ☎ 0256-72-8231(家屋) |
| | 償却資産 | 資産税課 …… ☎ 025-226-2277 |

減免の対象期間

- ◎12期払いのうち、令和5年度1～3月期分
- ◎一括払い・4期払いのうち、令和5年度第4期分

5月以降も
受け付けています

住宅関連の支援制度

※担当課への問い合わせは、祝・休日を除く
月～金曜午前8時半～午後5時半をお願いします

<申請・相談窓口>

- 西 西区の被災相談窓口
- 区 そのほかの区
- ル 古町ルフルの窓口

り災証明書の
判定結果

表の数値は支援の**上限額**です

| | 全壊 | 大規模半壊 | 中規模半壊 | 半壊 | 準半壊 | 一部損壊 |
|---|---|-------------|-------------|-------------|------------|----------|
| 【1】被災者生活再建支援金 お住まいの住宅に大きな被害を受けた世帯へ支援金を支給 《福祉総務課》 ☎ 025-226-1169 | 400 万円 | 300 万円 | 150 万円 | 50 万円 | — | — |
| 住宅の再建方法などによって異なります。 | | | | | | |
| 【2】被災者住宅応急修理 日常生活に不可欠な部分の現状復旧 《公共建築課》 ☎ 025-226-2880 | 修理して居住可能となる場合は対象になる場合あり | 170.6 万円 | 120.6 万円 | 120.6 万円 | 64.3 万円 | — |
| 【3】液状化等被害 住宅修繕支援 宅地内のカーポートや物置を含む外構工事も対象 《公共建築課》 ☎ 025-226-2880 | 100 万円 | 100 万円 | 50 万円 | 50 万円 | 30 万円 | 10 万円 |
| 住宅の床の傾斜修繕やその付随工事をする場合、追加で支援します。(上限50万円) | | | | | | |
| 【4】液状化等被害 住宅建替・購入支援 新潟市内で家の購入や建て替えをした場合に支援 《建築保全課》 ☎ 025-226-2864 | 100 万円 | 100 万円 | 50 万円 | — | — | — |
| その場で建て替えをする場合、住宅の沈下防止費用を追加で支援します。(上限50万円) | | | | | | |
| 【5】被災ブロック塀等撤去工事補助 《建築行政課》 ☎ 025-226-2841 | 道路などに面した危険なブロック塀などの撤去工事費の3分の2を支援します。(上限20万円) り災証明書は不要 ※工事着手前に申請が必要です。 | | | | | |
| 【6】被災者転居費支援 引越し業者の領収書などが必要 《住環境政策課》 ☎ 025-226-2821 | ○ | ○ | ○ | ○ | — | — |
| 引越し費用の2分の1を支援します。(上限15万円) | | | | | | |
| 【7】水道料金・下水道使用料の免除 《水道局コールセンター(水道料金)》 ☎ 0120-411-002 《下水道部経営企画課(下水道使用料)》 ☎ 025-226-2959 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 令和6年1月1日を含む期間(通常2ヵ月分)を全額免除します。 ※漏水による使用量増加に対する減免もあり | | | | | | |

<そのほかの窓口で受け付け・相談>

| | | |
|--|--|---|
| 【8】被災した家屋等の解体・撤去 西 《循環社会推進課》 ☎ 025-226-1391 | 全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊の場合、全額公費で解体・撤去 | 申請には事前予約が必要 予約先 廃棄物対策課 ☎025-226-1411 |
| 【9】災害援護資金貸付 返済あり 所得制限あり 《福祉総務課》 ☎ 025-226-1169 | 全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊、もしくは、家財に価額の3分の1以上の被害がある場合に申請可能 | 申請先 福祉総務課(市役所本庁舎1階) ▲令和7年1/31まで(申請期間を延長) |

アパートなどの 物件所有者向け 支援メニュー

- ◎固定資産税の減免(被害の程度が半壊以上)
- ◎被災した家屋などの解体・撤去(被害の程度が半壊以上)
- ◎災害復興住宅融資

被災された住宅に居住されている方の生活再建を支援することを目的としているため、利用できるメニューが限られています。

医療費などの支払い免除 対象期間を9/30まで延長しました

後期高齢者医療・国民健康保険の医療費、介護保険の利用料の支払い免除の対象期間を延長します。
免除を受けるには、医療機関などに対象者であることを申告してください。

問い合わせ

後期高齢者医療・・・保険年金課 ☎ 025-226-1081
国民健康保険・・・保険年金課 ☎ 025-226-1077
介護保険……………介護保険課 ☎ 025-226-1273

対象者 令和6年能登半島地震で被災し、下記①②のいずれかに該当する人

- り災証明書が以下の判定の人
 - ・後期高齢者医療・・・「半壊」以上
 - ・国民健康保険、介護保険・・・「準半壊」以上
- 主な生計維持者が業務を廃止・休止した、または失職し、現在収入がない人

その他のお問い合わせは、新潟市役所コールセンターへ ☎025-243-4894 【受付時間】午前8時～午後9時

こころとからだの健康相談

地震後の体調不良などについて、こころとからだの健康相談を実施しています。

下記までお気軽にご相談ください。

○地震後のめまい・頭痛が治らないなど、からだの相談

受付時間は平日の月曜日から金曜日、午前8時30分から午後5時30分までです。

| 区 | 相談先 | 電話番号 |
|----|---------------------------|--------------|
| 北 | 健康福祉課 地域保健福祉担当 | 025-387-1345 |
| 東 | 健康福祉課 地域保健福祉担当 | 025-250-2370 |
| 中央 | 健康福祉課 地域保健福祉担当 | 025-223-7039 |
| 江南 | 健康福祉課 地域保健福祉担当 | 025-382-4138 |
| 秋葉 | 健康福祉課 地域保健福祉担当 | 0250-25-5695 |
| 南 | 健康福祉課 地域保健福祉担当 | 025-372-6395 |
| 西 | 健康福祉課 地域保健福祉担当(西区役所内) | 025-264-7453 |
| | 西地域保健福祉センター(内野まちづくりセンター内) | 025-264-7731 |
| | 黒埼地域保健福祉センター(黒埼出張所内) | 025-264-7474 |
| 西蒲 | 巻地域保健福祉センター | 0256-72-7100 |

○地震後の不安やつらい気持ちなど、こころの相談

| 相談先 | 電話番号 | 受付時間 |
|-----------------------------|--------------|----------------------------------|
| 新潟市こころの健康センター | 025-232-5560 | 平日 月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時 |
| 新潟市こころといのちのホットライン | 025-248-1010 | 平日の午後5時から午後10時 休日の午前10時から午後4時 |
| 新潟県こころの相談ダイヤル | 0570-783-025 | 毎日24時間 |
| 【こども(18歳未満)に関する相談先】新潟市児童相談所 | 025-230-7777 | 平日 月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時30分 |

○耳の不自由な方、電話が使えない方

| 相談先 | FAX | メールアドレス |
|--------------|--------------|--------------------------------|
| 新潟市保健所 健康増進課 | 025-246-5671 | kenkozoshin@city.niigata.lg.jp |

がんばりすぎていませんか？

～ 心と身体の変化について ～

大きな地震の後には、心と身体に様々な変化が起こります。

そのような変化の多くは、誰にでも起こりうる反応で、多くは時間とともに回復していきます。

しかし、症状や変化が長く続いている、日常生活に支障が出ている場合は、医療機関、クリニック等を受診されるか、または、下記へご相談ください。

心(こころ)の変化

- 気分がしずむ、やる気が出ない
- イライラしやすい
- 物音に敏感になる
- 悲しい・さみしい気持ちになる
- 不安・恐怖が強くなる
- 物事に関し興味や関心がなくなる
- 集中できない

身体(からだ)の変化

- ゆれている感じがする
- めまい・頭痛・胃腸症状(吐き気、胃痛、下痢)などの何らかの不調がある
- 眠れない、熟睡できない、悪い夢ばかり見る
- 疲れがとれない、疲れやすくなった
- 食欲がない



こころの健康に関する相談先

●新潟市こころの健康センター (中央区川岸町1-57-1)

TEL025-232-5560 電話相談 平日8時30分~17時 来所相談※予約制

●新潟市こころといのちのホットライン

TEL025-248-1010 平日17時~22時、休日10時~16時

●新潟県こころの相談ダイヤル

TEL0570-783-025 毎日24時間